

【ポスター発表】

知的障害者が入所している障害者支援施設と 地域移行の受け皿の一つとなるグループホームの現状

○ 静岡福祉大学 木下 寿恵 (6062)

渡辺 央 (静岡福祉大学・8343)

〔キーワード〕 地域生活への移行、障害者支援施設、グループホーム

1. 研究目的

2022年の国連からの勧告に基づいて、厚生労働省告示「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(令和5年5月19日告示)において、「入所等から地域生活への移行については、適切な意思決定支援を行い」ながら、「重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する」ことが示された。その目標として、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する」こと、「令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する」ことを基本としている。厚生労働省が令和4年10月1日に行った「令和4年社会福祉施設等調査の概況」のデータを参考にすると、障害者支援施設の利用実人員数は148,660人であるため、令和8年度末までの地域移行者数の目標値は8,920人、施設入所者数の削減数は7,433人となる。

これを受けて、厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」(令和6年2月6日)において、地域移行への動機づけ支援として「グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算」を、地域移行の実績評価として「障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算」を新設した。

厚生労働省が掲げている目標は実現可能なのか。障害者支援施設や地域移行の受け皿の一つとなるグループホームの現状に即しているのか。令和6年版障害者白書によると、障害別状況では特に知的障害者の施設入所の割合が高いことから、本研究においては、知的障害者が入所している障害者支援施設の現状と地域移行の受け皿の一つとなるグループホームの現状について整理し、地域移行に向けての課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究の視点として、障害者支援施設に入所している知的障害者の地域移行に向けての課題を明らかにするために、障害者支援施設とグループホームの現状に焦点をあてる。本研究は、障害者支援施設とグループホームについて詳述している公益財団法人日本知的障害者協会調査・研究委員会「令和5年度全国知的障害児・者施設・事業実態調査報告」、公益財団法人日本知的障害者福祉協会「令和5年度全国グループホーム実態調査報告」の

資料を整理し分析した。

3. 倫理的配慮

本研究は、人を対象とする研究ではなく、すでに公開された文書・文献による研究である。本研究は日本社会福祉学会が定める「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」および「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」に基づき実施した。また、本報告に関連し、開示すべき COI 関係にある企業等はない。

4. 研究結果

公益財団法人日本知的障害者協会調査・研究委員会「令和5年度全国知的障害児・者施設・事業実態調査報告」(令和6年3月)によると、施設入所支援の利用者のうち「区分5・6」が全体の82.9%、身体障害手帳の「1・2級」が全体の55.9%、支援度における「行動面」では「1級(多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要)と2級(多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要)」は全体の50.9%であった。医療的ケアの実施状況は、施設入所支援の利用者のうち3.69%であった。

公益財団法人日本知的障害者福祉協会「令和5年度全国グループホーム実態調査報告」(令和5年4月1日実施)によれば、令和4年度新規入居者の入居前の生活の場は「家庭(在宅)」が47.1%、「障害者支援施設」が22.2%、「他の共同生活援助」が14.6%であった。一方、令和4年度退所者の退所後の生活の場は「他の共同生活援助」が28.2%、「入所施設(介護保険関係等)」が14.5%、「障害者支援施設」が14.1%、「家庭(在宅)」が12.5%であった。グループホームにおいてホームヘルプ等を利用しているのは428事業所(31.0%)4,019人で、利用者割合の内訳は「通院介助」が20.5%、「行動援護」が15.3%、「身体介護」が11.2%、「重度訪問介護」が2.3%、「家事援助」が1.6%、「重度障害者等包括支援」が0.5%であった。加算の算定状況は、「医療的ケア対応支援加算」が3事業所(0.2%)、「強度行動障害者体験利用加算」が30事業所(2.2%)であった。スタッフは非常勤が54.9%、夜間支援従事者のうち非常勤が77%、50歳以上が62.5%、スタッフの所持資格は「介護福祉士」が12.4%、「ホームヘルパー1級・2級もしくは介護職員初任者研修修了者」が9.6%であった。

5. 考察

障害者支援施設に入所している知的障害者の現状としては、障害が重度であることがわかった。障害者支援施設から地域生活への移行先の選択肢の一つとなるグループホームでは、障害者支援施設から約22%受入れている一方で約14%が障害者支援施設へ移行している。また、介護に関する資格を有するグループホームの職員は2割程度しかおらず、医療的ケアや強度行動障害に対応できる職員の配置も極めて少ない。さらに、半数以上が非常勤であり、夜間支援従事者にいたっては非常勤がおおよそ8割であることがわかった。グループホームにおいては重度障害者に対するサービス提供体制が十分には整っていない現状が伺われる。今後、障害者支援施設からグループホームへの移行を進めていくなれば、加算という形ではなく介護福祉士や看護師の配置基準を設けることを提言したい。